

## 単味飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱

令和5年5月17日付け滋畜第473号  
最終改正 令和5年12月12日付け滋畜第796号  
農政水産部長通知

### (趣旨)

第1 知事は、単味飼料価格高騰によって生産者負担額が増加しているため、緊急的に負担増額に対する補助を行うことで、生産者の実質負担を軽減し、畜産経営への影響を緩和するために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2 本事業における用語については、次のとおりとする。

- (1) 「直近6か月の輸入原料価格」は、同期間の基準輸入原料価格（農林水産省より公表される価格）をもとに県が算出した金額をいう。
- (2) 「直前期間の輸入原料価格」は、直近6か月の直前月から令和2年度の同月の翌月までの期間に係る基準輸入原料価格をもとに県が算出した金額をいう。
- (3) 「単味飼料」は、配合飼料または混合飼料のように各種の原料を混ぜ合わせたものではなく、その原料となる個々の飼料をいう。

### (交付対象期間、事業実施主体および交付対象者)

第3 本事業の事業実施主体、補助対象となる経費および交付金額等は、別表1、2および3のとおりとする。

### (交付金の交付要件)

第4 交付金の交付は、「直近6か月の輸入原料価格」が「直前期間の輸入原料価格」を上回った場合に行うものとする。支援対象数量は、令和5年1月1日から12月31日までに購入したものとする。

交付対象者の要件は、別表2のとおりとする。

### (事業実施計画の申請)

第5 事業実施主体は、事業を実施するに当たって事業計画承認申請書（別記様式第1号）を提出し、知事の承認を得るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず知事は、あらかじめ承認が必要でないとするものについては、事業計画承認申請書の提出を省略させ、補助金交付申請書をもって事業計画の承認をすることができる。

### (交付申請)

第6 規則第3条に規定する補助金交付申請書の提出部数、提出期日および添付書類は次

のとおりとする。

- (1) 提出部数：1部
- (2) 提出期日：別に定める日
- (3) 添付書類：交付申請書（別記様式第3号）、事業計画書および収支予算書（別記様式第2号）

2 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

（事業変更申請）

第7 事業実施主体は、規則第4条の規定による補助金の交付決定を受けた後に、規則第3条の規定により提出した書類の記載事項について、次の各号に掲げる変更を加えようとする時は、あらかじめ事業変更承認申請書（別記様式第6号）1部を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業の中止または廃止
- (2) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増
- (3) 交付決定額の30%を超える事業費の減

2 知事は、前項の変更承認をする場合、必要があると認める時は、当該申請書にかかる事項について、変更を指示することができる。

（概算払請求）

第8 事業実施主体は、規則第15条に規定する概算払を請求する場合は、概算払請求書（別記様式第7号）によるものとする。

（実績報告）

第9 規則第12条に規定する補助事業実績報告書（別記様式第8号）の提出部数、提出期日および添付書類は次のとおりとする。

- (1) 提出部数：1部
- (2) 提出期日  
事業完了後30日以内または事業実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日
- (3) 添付書類  
事業実績書および収支精算書（別記様式第4号）  
制度加入者に補助金を支払ったことが確認できる書類の写し

2 第6の第2項ただし書により交付の申請をした事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(標準事務処理期間)

第10 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- (1) 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- (2) 知事は、補助金の変更交付申請があった時は、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- (3) 規則第13条の規定による額の確定は、第9の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(帳簿等の整備保管)

第11 事業実施主体は、この事業に係る経理については他と明確に区分して経理するとともに、その内容を明らかにした帳簿および関係書類を整備保管するものとする。なお、その保存期間は、5年間とする。

(補助金の返還等)

第12 規則第17条に定めるもののほか、第6の第2項ただし書により交付申請をした事業実施主体は、第9の規定による実績報告書を提出した後において、消費税および地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額を消費税仕入控除税額報告書(様式第9号)により、速やかに知事に報告するとともに、これを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、またはない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年の6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第13 事業実施主体は、第5の規定に基づく事業実施計画の申請、第6の規定に基づく交付申請、第7の規定に基づく事業変更申請、第8の規定に基づく概算払請求、第9の規定に基づく実績報告、第12の規定に基づく消費税等仕入控除税額報告書については、滋賀県インターネット利用による行政手続等に関する条例(平成16年滋賀県条例第30号)第3条第1項に規定する電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年5月17日から施行し、令和5年度分の補助金に限り適用する。

付 則

この要綱は、令和5年12月12日から施行し、令和5年下期分の補助金に限り適用する。

別表1（第3関係）交付対象期間、事業実施主体および交付対象者

事業	交付対象期間	事業実施主体	交付対象者
1 単味飼料価格高騰対策支援金	上期 令和5年1月1日から 6月30日まで	一般社団法人滋賀県畜産振興協会	令和5年度中において経営を継続している者であり、生産コスト削減や自給飼料生産拡大などにつながる取組を行う者
	下期 令和5年7月1日から 12月31日まで		
2 支援金運営事務費	令和5年6月から令和6年3月まで		

別表2（第3、4関係）交付単価、交付金額

事業	補助内容および交付単価	交付金額
1 単味飼料価格高騰対策支援金	飼料価格高騰によって生産者負担額が増加しているため、生産者の実質負担を軽減し、畜産経営への影響を緩和するために要する経費の一部を補助する。  交付単価は「直近6か月の輸入原料価格」と「直前期間の輸入原料価格」の差額の95%の1/2以内とし、その額から1,200円/tを差し引く。	定額 交付対象期間の交付単価に支援金対象数量（令和5年1月1日から12月31日までに購入（納品）した数量）を乗じた額
2 支援金運営事務費	事業実施主体が、1の補助金を交付するにあたり必要となる事務費（人件費、手数料、印刷費、郵送料、消耗品費）	定額

別表3（第3関係）交付対象飼料

	区分
交付対象飼料の区分	とうもろこし
	こうりゃん
	大豆油かす
	大麦
	小麦
	ビートパルプ

(別記様式第1号)

単味飼料価格高騰対策緊急支援事業 計画承認申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者

(発行責任者) 氏名 \_\_\_\_\_

(担当者) 氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

単味飼料価格高騰対策緊急支援事業を実施したいので、単味飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第5の規定により関係書類を添えて申請します。

添付資料：別記様式第2号

注) 発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄の記入は不要

(別記様式第2号)

単味飼料価格高騰対策緊急支援事業  
事業計画書(事業実績書)および収支予算書(収支精算書)

1 事業の目的

2 事業の効果

3 事業計画(事業実績)

(1) 事業の内容

別記様式第4号および第5号のとおり

(2) 経費の配分

[単位:円]

区分	補助事業に要する (要した)経費	経費区分		備考
		県費補助金	自己資金	
1 単味価格高騰 対策支援金				
2 支援金運営事 務費				
計				

4 事業の着手および完了予定年月日

着手年月日: 年 月 日

完了(予定)年月日: 年 月 日

5 収支予算書(収支精算書)

(1) 収入の部

[単位:円]

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県費補助金					
自己資金					
計					

(2) 支出の部

[単位：円]

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
単味飼料価格高騰対策 緊急支援事業					
計					

注) 変更のある場合は前後の金額を2段書きで記入し、変更前の金額を括弧書きで記入

(別記様式第3号)

単味飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金 交付申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者

(発行責任者) 氏名 \_\_\_\_\_

(担当者) 氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

令和5年度において単味飼料価格高騰対策緊急支援事業について、 円  
を交付されるよう、単味飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第6の規定に  
より、関係書類を添えて申請します。

なお、この申請に当たり滋賀県補助金等交付規則第4条第2項各号のいずれかに該当す  
る事実が判明したときは、同規則第16条の規定に基づき補助金等の交付の決定の全部ま  
たは一部を取り消されても、何ら異議の申立てを行いません。

注) 発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄の記入は不要



## (別記様式第4号)

取組計画の詳細					
畜種	畜産経営体名	上期分	単価 円	下期分	単価 円
		購入数量(kg)	交付金額(円)	購入数量(kg)	交付金額(円)
乳用牛					
計					
肉用牛					
計					
酪肉複合経営					
計					
豚					
計					
採卵鶏					
計					
肉養鶏					
計					
複数畜種経営体					
計					
その他 ( )					
計					
合計					



(別記様式第6号)

単味飼料価格高騰対策緊急支援事業 変更承認申請書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者

(発行責任者) 氏名

(担当者) 氏名

(電話番号)

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった単味飼料価格高騰対策緊急支援事業の実施について、下記の理由により事業の内容および経費の配分を変更したいので、承認されたく関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

(1) 事業の内容

別記様式第4号および第5号のとおり

(2) 経費の配分

[単位：円]

区 分	補助事業に 要する経費	経費区分		備考
		県費補助金	自己資金	
1 単味価格高騰 対策支援金				
2 支援金運営事 務費				

4 事業の着手および完了予定年月日

着 手 年 月 日： 年 月 日

完 了 予 定 年 月 日： 年 月 日

5 収支予算書

(1) 収入の部

[単位：円]

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
県費補助金					
自己資金					
計					

(2) 支出の部

[単位：円]

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比 較		備 考
			増	減	
単味飼料価格高騰対策 緊急支援事業					
計					

注1) 発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄の記入は不要

注2) 変更前後の金額を2段書きで記入し、変更前の金額を括弧書きで記入

(別記様式第7号)

単味飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金 概算払請求書

番 年 月 号  
日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者

(発行責任者) 氏名 \_\_\_\_\_

(担当者) 氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった単味飼料価格高騰対策緊急支援事業について、単味飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第8の規定により、下記のとおり金 円を概算払により交付されるよう請求します。

記

交付決定額 ①	既受領額②		今回請求額③		残額 ① - (② + ③)		事業完了予定 年月日
	金額	金額	金額	〇月〇日まで 予定出来高	金額	〇月〇日まで 予定出来高	
円	円	円	円	%	円	%	

注) 発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄の記入は不要

注) 請求額は、1円未満を切り捨て

(別記様式第8号)

単味飼料価格高騰対策緊急支援事業 実績報告書

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者氏名

(発行責任者) 氏名 \_\_\_\_\_

(担当者) 氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった単味飼料価格高騰対策緊急支援事業について、事業が完了したので、単味飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第9の規定により、関係書類を添えて実績を報告します。

注) 発行責任者と担当者が同じ場合は、担当者欄の記入は不要

(別記様式第9号)

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

(事業実施主体)

住所

名称

代表者氏名

(発行責任者) 氏名 \_\_\_\_\_

(担当者) 氏名 \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

### 消費税等仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知のあった単味飼料価格高騰対策緊急支援事業について、単味飼料価格高騰対策緊急支援事業費補助金交付要綱第12の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

1 補助金の額の確定通知額	金	円
2 実績報告時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額 (3 - 2)	金	円